



## お父さんも、育児休業がとれます！

子育てをしたくても、仕事が忙しくて  
子どもに関わることができない！というお父さんへ

育児休業は、男性・女性を問わず、子どもが満1歳（一定の場合には1歳2か月あるいは1歳6か月）になるまでの希望する期間とることができる制度です。  
一定の場合のみ子が2歳になるまで再延長できます。（平成29年10月1日施行）

**Q** 育児休業制度なんて、うちの会社にはないんだけど？

**A** 育児休業は、法律に基づき労働者が請求できる権利です。仮に勤務先の就業規則等に規定がない場合でも、申出をすれば休業することができます。



**Q** 育児休業を取ったら、会社を辞めさせられるのでは？

**A** 育児休業を理由とした解雇その他不利益な取扱は禁止されています。(P26)



**Q** 妻が専業主婦でも、夫の自分が育児休業をとれるのか？

**A** 妻が専業主婦であっても夫も育児休業がとれます。また、父母がともに育児休業をとる場合、育児休業取得可能期間は子が1歳2か月に達するまでとなります。（パパ・ママ育休プラス）

さらに妻が出産後8週間以内に父親が育児休業をとった場合特例として、再度育児休業がとれます。

子どもや家族とのよい関係づくりの第一歩として、子どもが生まれたら、まずは5日間でも休むことから始めてみませんか？

## 事業主の方へ

育児休業を取りたいと考えている男性社員は結構います。トップを含め、職場の理解向上に努めましょう。